

調達要求番号：4MTF1CN00009：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
被ばく線量測定		札幌病衛－3－32（改）
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成31年 2月 5日
	変 更	令和 6年 2月 1日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院総務部健康管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、被ばく線量測定の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書の提出時における最新版とする。

1.4 法令等

放射性同位元素等の規制に関する法律 第20条（原子力規制委員会）
医療法施行規則 第30条の18（厚生労働省）
電離放射線障害防止規則 第8条・第9条（厚生労働省）
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 履行場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地
自衛隊札幌病院 診療技術部放射線技術課

3 測定内容等

測定項目	規格	予定数量
被ばく線量測定	胸（腹）部 衣類に装着	1,840個
	頭頸部 衣類に装着	750個
	手指 指に装着	36個
	眼の水晶体 眼の付近に装着	36個

*1 各部位ごとに測定

*2 線量計の追加、中止、変更にはその都度応じるものとする。

*3 眼の水晶体は1年間につき20mSvを超えるおそれがある場合に測定する。

4 測定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 線量計の借用時期

被ばく線量計は、測定月の5日前までに搬入

6 その他の指示

6.1 測定結果の通知

各月ごと、3カ月ごと、測定期間の合計の通知とし、翌月の10日までとする。また、書面での送付とする。

6.2 その他

6.2.1 本仕様書に定められていない事項については官側との調整による。

6.2.2 取り扱われる情報の管理については、個人情報保護等関係規則に従い、適正に行うよう十分留意する。